久留米市公告第38号

下記の業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号。 以下「規則」という。)第4条の規定に基づき公告する。

令和6年3月11日

久留米市長 原口 新五

- 1 入札に付する事項
 - (1)業務名: 令和6年度 市営JR久留米駅西口駐車場管理業務委託
 - (2) 履行場所: 久留米市京町170番地1
 - (3)業務内容: 市営 J R 久留米駅西口駐車場の管理業務を行うもの (詳細は仕様書及び図面のとおり)
 - (4)履行期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (5) 予定価格: 438, 880円 (月額、税抜き)
 - (6) 支払条件:月払い ※前払金(無し) 部分払(無し)
- 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者 でなければならない。

- (1) 福岡県内に本社を有する者。ただし、組合等が入札に参加する場合、その構成員に ついては入札に参加することができないものとする。
- (2) 自走式の立体駐車場又は、自走式の地下駐車場を管理している者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は、第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)による指名停止措置 を受けていないこと。
- (5) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。) を完納していること。
- (6)入札に参加しようとする者(本店又は支店等)の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料 イ アを除く福岡県内 県税

- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営 状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってそ の役員が暴力団員でないこと。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

郵便入札とし、入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を郵送にて 提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、エ~カの 提出書類は提出しなくてよい。また、オ、カは提出期限から遡って3か月以内に発行さ れたものに限る。

なお、<u>入札書に記載する金額は</u>、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、<u>契約を希望している額(月額)から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。</u>

(1) 提出書類

- ア 入札書(様式第1号)
- イ 入札保証金納付領収書の写し又は6(1)に規定する金融機関の保証等
- ウ 入札参加資格確認申請書(様式第2号)
- エ 役員等調書及び照会承諾書 (様式第3号)
- オ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書)
- カ 次に掲げる、入札参加者の所在地区分別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県内)	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方 消費税	国税に未納がな い証明(納税証 明書その3の3)	国税に未納がな い証明(納税証 明書その3の2)
		福岡県税	法人事業税、個人 事業税	福岡県税に未納 がない証明	福岡県税に未納 がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県 民税、固定資産 税、軽自動車税	久留米市税に滞 納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証
		久留米国保	国民健康保険	_	明

キ 実績確認書 (様式第4号)

(2) 提出期限

令和6年3月21日(木)17時必着

(3)提出先(宛先)

10 事務局

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、業務名及び商号(名称)を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ~キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札書等の引き換え・辞退

郵送したア.入札書及びその他提出書類は、提出期限前であれば引き換えを認める。 また、入札を辞退する場合は、開札までに10 事務局に入札辞退届<u>(様式第5号)</u>を 提出しなければならない。

(6) その他

応札が1者であった場合においても入札は有効とする。

5 開札

- (1) 日時: 令和6年3月27日(水) 10時00分
- (2)場所:久留米市庁舎 303会議室
- (3) 立会:開札の立会人は、入札参加者の中から決定し、開札日の前日までに連絡を行 うので、選ばれた場合は、開札日時までに開札場所に来ること。ただし、立 会人が開札日時に来ない場合は、当該入札関係事務に関係の無い市の職員を 立ち合わせる。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。なお、落札候補者のみ資格を審査(事後審査型)し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には、決定後速やかに通知するとともに、久留米市都市建設部交通政策課で閲覧に供することとする。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額(入札書に記載する金額に12ヶ月を乗 じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の入札保 証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(平成11年久留米市規則第8号。 以下「会計規則」という。)第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金 融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免 除する。

入札保証金を現金(小切手を含む。)で納付する場合、提出期限に間に合うように、 10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当 する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額(年額)の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

- (1) 仕様書の配布期間及び配布場所
 - ① 配布期間:公告日から令和6年3月18日(月)17時まで
 - ② 配布場所:10 事務局 ※ 市HPからは随時ダウンロードできるものとする。
- (2) 質問の受付期間及び受付場所
 - ① 受付期間:公告日から令和6年3月18日(月)17時まで
 - ② 受付場所:10 事務局
 - ③ 質問用紙(様式第6号)の提出方法:

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答:

令和6年3月21日 (木) までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(3) 入札の中止

本件に関する市の予算が成立しなかった場合は、入札を中止する。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、 落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 事務局(問い合わせ先)

久留米市 都市建設部 交通政策課

住所: 久留米市城南町15-3

電話:0942-30-9092

FAX: 0942-30-9714

 $E \mathrel{
ightarrow} - \mathrel{
ightarrow} :$ traffic@city.kurume.lg.jp